

住宅用火災警報器の 設置状況調査を実施します！

- ・調査期間 令和3年3月1日から3月29日まで
- ・調査対象 無作為抽出した一般の家庭
- ・調査方法 電話による聞き取り調査
- ・聴取者 各地区を管轄する消防職員

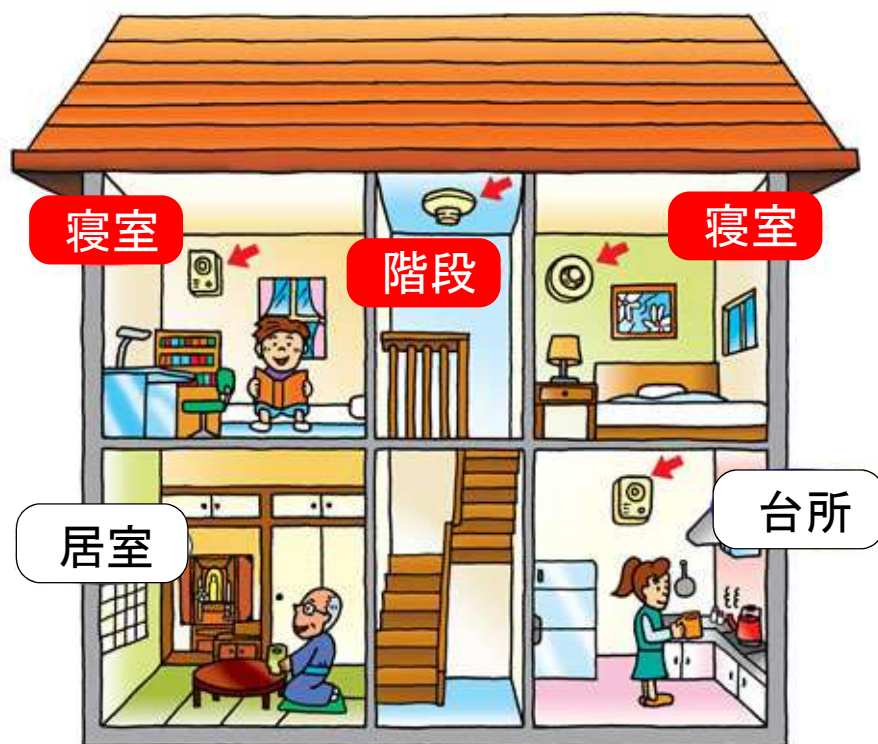


住宅用火災警報器の販売を目的とするものではありません。
ご協力をお願い致します。

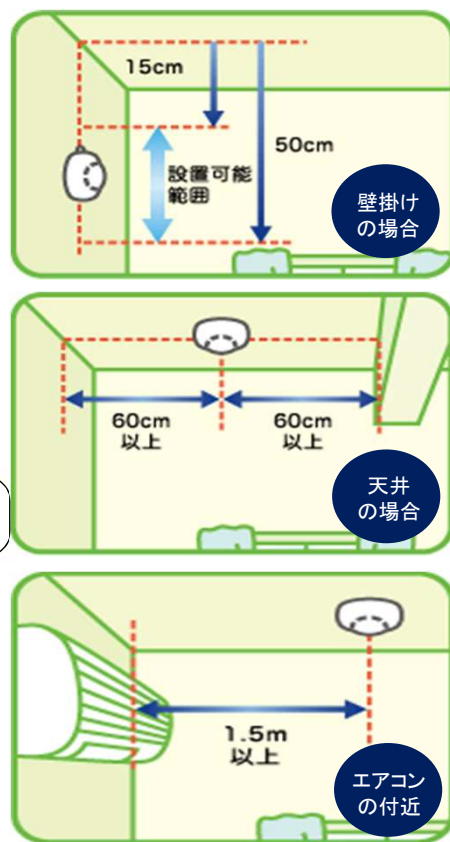


住宅用火災警報器

設置は義務です



- …取り付けが義務付けられているところ
- …取り付けをすすめるところ



問い合わせ

- ・飯田消防署 0265-22-0119
- ・高森消防署 0265-35-0119

- ・伊賀良消防署 0265-25-0119
- ・阿南消防署 0260-22-3344